保護者様

出席停止の取り扱いについて

兵庫県立視覚特別支援学校

下記の病気は、学校保健安全法第 19 条によって、他の児童生徒に感染する恐れがある間は医師の登校許可が出るまで登校できないことになっています。出席停止は欠席日数に含まれませんので、十分に休養してください。登校の際には、下記の登校許可書を主治医に記入していただき、学級担任へ提出してください。

●学校伝染病と出席停止

	病名	出席停止期間
第一種	ｴﾎﾞﾗ出血熱、ｸﾘﾐｱ・ｺﾝｺﾞ出血熱、痘そう、南米出血熱、ﾍﾟｽﾄ、ﾏｰﾙﾌﾞﾙｸﾞ病、ﾗｯｻ熱、急性灰白髄炎、ｼﾞﾌﾃﾘｱ、SARS、鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れが無いと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	感染性胃腸炎（ﾉﾛｳｲﾙｽ、O-157 など）、溶連菌感染症、ﾏｲｺﾌﾟﾗｽﾞﾏ肺炎、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、その他伝染病にかかり医師が出席停止した場合	医師が感染の恐れが無いと認めるまで

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとりせん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

登 校 許 可 書

児童 ・ 生徒名（　　）

（疾患名：　　）により、　月　日より治療中でしたが、他の生徒に伝染のおそれはないので　月　日より登校を許可します。

学校生活において注意することがありましたら記入してください。

平成　年　月　日

医療機関名

医　師　名　　印